

志學館大学聽講生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、志學館大学学則第61条の2の2に基づき、聽講生に関し必要な事項を定める。

(資 格)

第2条 聽講生となることのできる者は、大学の教育を受けるに足る学力を有する者でなければならない。

(受入期間)

第3条 聽講生の受入期間は、1学期の間とする。

(出願手続)

第4条 聽講生を希望する者は、受入れを希望する学期の初日の2週間前までに、次の各号に掲げる書類に検定料10,000円を添えて願い出なければならない。

(1) 聽講生受入願

(2) 履歴書

(受入許可)

第5条 受入れの許可は、学長が、学務委員会の意見を聴いて、これを行う。

(登録料及び授業料等)

第6条 聽講生として受入れを許可された者は、所定の期日までに登録料10,000円及び授業料1学期1授業科目につき6,000円を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、在学期間を延長したときは、検定料及び登録料は徴収しないものとする。

3 第1項に定める授業料は、学長が特に必要と認める場合は、不徴収とすることができる。

4 実験、実習等に要する費用は、必要に応じて本人の負担とする。

(授業科目の聽講)

第7条 聽講生として履修できる科目は、制限がある。

2 聽講した授業科目について、単位は認定しない。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、聽講生に関し必要な事項は、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。